

中国残留日本人とその家族の日本帰国について

吉 田 徳 夫

はじめに

近年、国家間の狭間に置かれ、家族が分断されるという痛ましい事件が発生している。朝鮮民主主義人民共和国との関係では、日本人拉致事件の解決に向けて、拉致された当事者だけが帰国し、しかも、その者たちは一時帰国から永住帰国に変わった。改めてその家族の子どもが朝鮮民主主義人民共和国に残されたままになっている。帰国者にとっては、痛恨の事態が生じているわけである。また、拉致事件ではないが、戦前に日本から中国東北地方などへ開拓移民した日本人が、戦後に復員が果たせず、中国に残留し、中国残留日本人問題が生じていることも周知の事柄である。長年、残留を余儀なくされた日本人は、中国人に養子として扶養され、またその残留日本人が中国人を養子として迎え入れ、家族生活を送っていた。日本政府の引揚行政が日中国交回復の後に始まり、今日に至っているが、改めて今日発生している問題は、残留日本人が帰国する際に、中国で迎え入れた中国人養子を家族として日本へ呼び寄せができないという問題である。

朝鮮民主主義人民共和国・中華人民共和国と日本国との、国家の狭間に置かれた家族の分断問題が生じているわけである。前者は、拉致事件を介して生じた問題だが、後者は日本の戦後処理に関わる問題である。前者は日本人の実子でありながら親とともに帰国すら果たせないという問題であり、後者は日本人の養子でありながら親とともに日本に来ることが出来ないという問題である。

さらに、後者の場合は、日本人の中国人養子が在留資格を偽りながら日本に滞在していることを理由に、強制退去処分が付されるという問題が生じている。

実子と養子という身分関係の相違はあるが、ともに日本人家庭の親と子どもとが切り離され、同一の家庭を営めないという問題である。問題の発生原因は両者では異なるが、そこには国家の意思が介在して問題が生じていることも事実である。前者に関して、拉致被害者を一時帰国から永住帰国へと取り扱いを認める政府の政治的判断があり、当然だが朝鮮民主主義人民共和国へ帰国させるといふ考え方はない。しかし、その子どもには一時帰国すら果たせないという問題が残されている。後者は、戦後の引揚行政が遅れ、日中国交回復後に日本人のみを単身で帰国させ、日本人という推定のなされない日本人養子の帰国が叶わないという問題である。これは入国管理に関わる法律上の問題でもある。特に後者を取り上げて、問題の所在を考えたい。

中国残留日本人の帰国を巡って

中国残留日本人とその家族の帰還事業は日本の敗戦直後から始まった。引揚げが本格化したのは、ソ連軍が同地域から撤退した一九四六年五月以降のことである。一九四九年に中華人民共和国政府が成立すると、一時的に帰還事業は断絶を見たが、近年公開された外交文書（第一六回公開）によれば、中国政府と日本の民間団体（赤十字）との北京協定に基づき、集団引揚げは一九五三年三月に再開され、五八年までの二次にわたり約三万三千人の日本人が帰国したという。その間、一九五六年には天津協定により一時帰国の途も開かれたという。しかし、冷戦の最中の一九五八年の岸信介首相の中国敵視発言により一時帰国も打ち切られ、残留婦人や孤児たちの処遇は日中国交正常化の後まで棚上げにされた。国交回復の後、一九七五年から、日中両政府は孤児の公開調査を開始し、一九八一年に四七人の中国日本人孤児が厚生省の招きで初めて実現して以降、順調に帰還事業が伸展しない中、一九九三年には一二人の中国残留日本人婦人が政府を介さず自らの意思に基づいて帰国し、成田空港で当時の細川首相に「細川総理様、私たちを祖国で死なせてください」と訴えるかける書簡を提出して帰国するという衝撃的な事件も起きた。

以後、日本政府は厚生省が対策を立て、厚労省の統計によると、一九七二年度から一九九九年度までの間に、一時帰国した中国残留日本人は八、六〇六八人、世帯数は五、一六七世帯、永住帰国した人数は一九、一六三人、世帯数は六、〇一八世帯に上るといふ。帰国者の平均年齢は五八歳から六三歳であり相当の高齢化が進んでいる。二〇〇二年度にも五人の中国残留日本人孤児五人が来日し、五人の推定年齢は五七歳から六三歳という。今年も過去に認定された孤児や、生活手段を失つて中国人の妻となった残留婦人も八人の来日が予定されているという。大久保真紀「『時間との闘い』最終段階に」(二〇〇二・九・二八『朝日新聞』)によると、近年、中国での日本人孤児の認定件数が減少し、継続調査の数が増えているという。その原因は、やはり孤児の高齢化や死亡に伴つて、孤児であることを確認できる証拠が得られにくくなっている事情がある。また、残留婦人の場合は、世話になった中国人との家族関係を維持するために帰国を言い出せない事情もあるという。厚労省は迅速な調査の必要性を感じているという。

日本国内向けに出された厚労省の「肉親関係者の皆様へお願い」という「呼びかけ文」が、新聞広告として掲載された(二〇〇二・九・二八『朝日新聞』)。それによると、

◆中国残留日本人孤児の方々が、肉親との対面を待ち望んでいます。孤児の方々は、自分の身元を明らかにしたいと痛切に望んでいます。

◆孤児の方々が帰国する場合、帰国旅費の国庫負担、親族に代わつて身元を引き受け、相談相手となる身元引受人制度、日本語研修、自立指導員の派遣など日本に定着し、自立した生活を営むため、様々な援護施策を講じており、ご親族だけに負担をおかけすることはありません。

◆孤児となった状況(孤児情報)や写真をご覧になって、あなたの肉親に似ている孤児がいる場合は、ぜひ、厚労省までご連絡、ご相談ください。

とある。受け入れに当たっては、肉親に身元証明だけを求め、身元引受人そのものは第三者が行う制度を用意しているという。先に指摘した大久保真紀氏の新聞への投稿文によれば、調査自体は「孤児の認定は、厚生労働省の職員が訪中し、『自分は日本人孤

児」と申し立てた人とその証言者を面接調査したうえで、中国政府と共同で決定している」という。こうした調査事業の中で、厚生省は日本人であることを確認すると、帰還を促す手続きにはいるが、やはり問題はその段階で生じているようだ。

残留日本人の帰還に関しては、戦後直後の引揚施策のままきており、引揚対象者は当人だけであり、家族はそこに入っていない。特に夫や養子などは日本人ではなく、中国人である。今日生じている問題は、残留日本人が永年中国で生活するに当たり、単身では生活が出来ず、家族を営みながら生活をしてきた。その家族を含めて帰国事業を検討することのないまま引揚事業だけが執行行われているためである。一九九四年に改正された「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」は、その目的に「これらの者の円滑な帰国を促進する」と掲げ、「中国残留邦人等」とは「中国の地域における昭和二〇年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年九月二日以前から引き続き中国地位に居住している者であつて同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月三日以後中国の地域で出生し、引き続き地域に居住している者並びにこれらのものに準ずる事情にあるものとして厚生省令で定める者」と定義している。現在、問題になつている中国帰国者の養子は「これらのものに準ずる事情にあるもの」に含まれると解釈される。二〇〇〇年第一回目の厚生省の検討会議でも議論が行われ、「今後、検討の中で呼び寄せ方も視野に入れていいのか」という質問に対して、「残留邦人対策について、厚生省の施策が終戦後の引揚援護の延長でできたことに問題がある。戦後これだけの年数がたてば、家族と同伴して帰国することになるが、このような時間的経過への配慮がない。今の援護施策は日本人である孤児あるいは婦人を対象とするという原則から広がっていない」という回答が行われている。家族と同伴して帰国してもらふ施策の必要性を指摘している。

しかし、現実の施策は、子どもは実子だけに限るといふのは、家族の実体を余りにも無視した措置だと言える。養子認定に当たり、「家の（継承の）ため」あるいは「親の（扶養の）ための」養子法から、今日の国際法では、「子のため」の養子という考え方が基本となつている。日本へ帰国した日本人の養子についても、家族関係を尊重すれば、当然に当人と同伴して日本へ来てもらう配慮は働いても良い。養子制度は、近代法に限らず、広く前近代法にも何らかの規定が慣習法上存在する。日本や中国は養子制

度がない国ではない。中国も養子法を一九九一年に法文化し制定し、九八年に改定したが、新法不遡及の原則からして、過去の養子が新たな法典の編纂により、養子という身分関係が否定されることはない。宇田川幸則氏の「中華人民共和国養子法（取用法）の改正」〔戸籍時報〕五三二〕によると、九九年に施行された新法では外国人の養子に関しては、厳格な手続きを求め、「新法では、養親となる者の所在国の権限あるいは外交機関が授権した機関が認証し、あわせて当該国の駐在中国公館が認証する」という手続きを用意している。養子成立の要件は、その当事者の属する国の養子法に基づく。日本の場合は、平成元年改正の法例第一条は「養子縁組ノ本國法ニ依ル」を規定し、縁組み成立に関する証明は、「養子若クハ第三者ノ承諾若クハ同意又ハ公ノ機関ノ許可其他ノ処分」を備えることが求められている。厚労省の残留日本人の認定に当たっては、日中共同の調査が行われているのであるから、その調査の中で日本への帰還対象者が認定されているはずである。その認定に当たり、残留日本人が日本人と確定しなくても、日本人であるという推定のもとで養子についても判断され、日本法に基づいて養子の推定が行われても良い。その手続きは通常、涉外事項に準じた取り扱いが行われている筈である。涉外事務の実務書『全訂国籍と涉外戸籍』によれば、本國法に不備がある場合でも、昭和六二年の民法改正により特別養子制度が創設され、日本に居住する外国人であっても、家庭裁判所に養子縁組の成立の権限が与えられ、日本に裁判権があるとす。中国人養子が身分関係を形成する権利は存在する。かかる人達を強制退去処分に付するというのは甚だ後に問題を残す措置である。

中国残留日本人の養子の強制退去

通常の外国人の場合、入管法別表によると、一九九一年の法改正に当たり、養子は「現時点で六歳未満」の者、あるいは「六歳未満で家裁で手続きをした特別養子」の者に限定するという規定になっている。この規定に従い、日系ブラジル人等が日本へ移住するケースが増えたとも言われる。しかし、この規定では養子は「六歳未満」の者が入国できるという規定となっており、中国残留日本人の養子に関しては、既に成人している者が多く、「六歳未満」という要件をクリアする者は殆どいない。しかし、現実に

は、何らかなの形で日本へ入国してきており、その日本人の養子に関する取扱について大きな問題が発生している。

ある日、突然に中国からの帰国日本人家族の子が居なくなり、収容所に送られたとして騒ぎが発生している。こうした事件は、すでに一九九九年頃から発生しており、二〇〇二年の現在でも生起している。市民団体の「すべての外国人労働者とその家族の人權を守る関西ネットワーク」によると、同様の例は三家族一四人に上ると言う。二〇〇二年のマスコミ報道によれば、大阪の四条畷市に住む柳宏さん一家三人は中国残留日本人の家族として来日したが、「血縁関係がない」ということを理由にして、国外退去処分がなされ、二〇〇二年現在、その訴訟が提起されている。その家族員は、中国残留孤児である女性の子供として、九四年六月に来日したが、二〇〇〇年に血縁関係がない、即ち、養子であり、実子ではないとすることを理由に、入国許可が取り消された。また、他にも、東大阪に住む石長春の家族五人は、元残留日本人女性が中国で再婚した男性の実子であり、その残留孤児との関係では養子と言うことになる。九七年に来日したが、実子と身分関係を偽り入国したが、それが偽装だと判明したとして、二〇〇二年に入国許可が取り消されたと言う。

身分関係を偽ったというのは違法行為だが、偽るには相当の理由があると考えられる。中国残留日本人が、様々な政治的経緯を経て長年、中国で生活をなした得たのは、残留日本人が養子として中国人家族に迎え入れられたためでもある。また残留者が中国人を養子とすることは想定される範囲内の問題である。その養子が、養親が日本に帰国するに当たり、当然に同伴して来日する希望を持つのは、それ相当の理由があるとしなければならない。「親のための」養子ではないとはしながらも、民法は、親を扶養するのに子どもに求め、さらには親族にも求める。帰国日本人を扶養するのはその家族に課された問題でもある。その家族から養子を切り離して、親とともに入国を認めないと言うのは、家族は切り離されないという権利を規定した国際人権規約にも違反する可能性がある。

外国人であつても、入管法には「家族滞在」という在留資格があり、その在留資格として養子は、既に見た入管法の別表に規定されたものしかない。その規定の目的は、就労目的で不法に入国を試みる外国人を入国させまいとする入管行政を見て取ることは

出来る。しかし、中国残留日本人の場合、日中共同で調査が行われ、日本人であるという確定事業が行われている。一般外国人の入国とは取り扱いが異なる。慎重な調査が行われているものと考えられる。また日中間の渉外事務に関わる問題でもあり、中国の養子法でも、渉外事務を規定しており、中国で養子と認定されている家族を日本が承認しないと言う問題なのであろうか。残された問題は多岐に渉るはずである。

そもそも、中国残留日本人とその家族に通常の入管法が適用され、日系ブラジル人等の取扱と同様に行われている。しかし、中国帰国者に関しては、引揚政策の失敗を補う措置が講じられても良いはずである。中国から帰国者した日本人の家族の入国資格そのものが、厚労省解釈では、日本人の血統であれば、二世は「日本人等の配偶者」、三世は「定住者」、四世は未成年で扶養を受けている場合に「定住者」という在留資格に当たり、入国を認められる（平成一二年厚労省第四回「中国帰国者支援に関する検討会」議事）としている。入管法と中国残留日本人とその家族の帰国とは別問題として取り扱いが可能ではないか。少なくとも、中国残留日本人の帰還事業が始まった頃には、こうした問題は生起していなかった。右にみた解釈は一九九一年の入管法の改正からのものと考えられ、それ以前は解釈が相違し、一九七三年に中国残留日本人の帰還が始まった時には「本人、配偶者、未成年の子」となっていた。一九九一年の入管法の改正により、「六歳未満」という規定が挿入されたため、その年を前後して相違する帰還事業が生じてしまった。入管法の改正に従い、中国残留日本人の帰国事業の遂行のためには、特例を規定しておかなかった政府の措置に問題がある。しかも、入管法の改正に従い、新たな在留資格を設けて、在留資格を狭めたことが日本人家族の帰国を阻止する結果になっている。

また、当人が望むか否かは別にしても、日本には帰化制度があり、すでに日本に住んでいる帰国者の養子には「特別帰化」という手続きを踏めば問題は解決される性格のものである。この問題は「不法滞在」による一般的な入管法違反事件とは同一に見なされない問題であり、中国残留日本人の家族員に対する処遇問題である。一九九一年の入管法改正以後は、こうした帰化申請も同じ境遇にある日本人養子に帰化を申請する権利を奪っていることになる。日本国籍を与えるか否かは、日本国の判断だが、申請する

権利までを一律に奪って良いというわけではない。同じ日本人帰国者の取り扱いにおいて歴史を前後して相違するとは、首尾一貫性を欠いた施策である。

坂中英徳『在日韓国・朝鮮人政策論の展開』を読んで

坂中氏の著書は一九九九年二月に出版され、本論五編と資料三本から成り立っている。本論は、序論から始まり、「これまで在日はどう生きてきたのか——坂中論文から二〇年——」「これ以上ない法的地位と処遇——在日韓国・朝鮮人問題への対応——」「東北アジアの新しい国際秩序の形成と在日韓国・朝鮮人——」「特別永住許可制度について」「在日朝鮮人の処遇」で構成されている。同氏は今日の在日朝鮮人政策を作り上げてきた行政サイドにあり、一九七五年に同氏が法務省入国管理局内部で公表された「今後の出入国管理行政のあり方について」という論文を書き、その中に含まれた「在日朝鮮人の処遇」論が今日の在日朝鮮人の法的地位の安定化に当たって大きな力を有したと言われる。即ち、「先決問題としてその法的地位をできるだけ早く安定させ、その後においては、関係行政機関の協力を得てこれら在日朝鮮人が日本社会において円満な生活ができる環境づくりに努めることが必要」と提言し、その方向に行政は動いてきたという。そして、同氏は、八五年に国籍取得の父母両系主義が採用され、さらに九一年の在日韓国・朝鮮人に対する特別永住制度が創設されて以降、「国籍から見た在日韓国・朝鮮人の人口が極端に減少する方向にある現実」（序論）を訴え続けてきたという。そして、そうした現実が実現する方向になりつつある、あるいはその方向を受け入れる見解が在日韓国・朝鮮人の間でも支持する者がいるという。

同氏の、そもそもの「在日韓国・朝鮮人に対する認識は、大阪入管の窓口で培われたものであるらしく、「在日韓国・朝鮮人問題の本質は、実体は限りなく日本人に近い存在であるのに形式は外国人として日本に存在している矛盾をいかにして解くかにあると確信した」と述べておられる。そして「在日韓国・朝鮮人が実体と形式の一致する存在（日本国民）」になることが理想だとしている。しかし、在日朝鮮人は法的には、サンフランシスコ講和条約の発行に際して、一方的に国籍の剥奪が行われたのであり、そ

れまでは形式的には日本人と代わらなかつた。その形式面、外国籍になつたのは後のことであり、実体が日本人と変わらぬといふのは、歴史的に見れば、形式面を除去して考えられた評価である。今日、日本で出生し、日本の生活に馴染んだ在日二世以下は、「日本文化」に馴染んだとはいへ、日本人と変わらないとまで言うことは言い過ぎであり、やはり日本社会では在日韓国・朝鮮人に対する差別は続いている。文化面で同化し、異民族的な性格が弱くなつたため、国籍取得に向かう方が良いのであるが、在日韓国・朝鮮人に対して人権侵害問題がある限り、文化面で異民族性を喪失することは人格形成に当たり問題をはらんでいくことになる。また、日本国籍を取得に関しても、国籍取得を簡単にすることで在日韓国・朝鮮人が日本国民となる選択をする者が全てではないだろう。日本人化したとはいへ、在日韓国・朝鮮人が外国籍のままであることも妨げられない権利である。

中国残留日本人の家族に関しても、厚労省の検討会でも、「中国帰国者は二重の喪失感がある。自分の意思ではない中国残留により五〇年前に祖国を喪失し、さらに帰国後、現在の日本において喪失感を持つている」という議論が出されている。こうした中国帰国者に「日本人に『同化』してもらふことについては、我々関係者も長年悩んできた。(東京の)葛西の小中学校では、以前、帰国者を包むようにして、『中国人』であることも失わないような教育を熱心に行つてきたが、社会に出ると全く違つたため、非行に走る子供たちも出てくる」などという指摘が行われている。日本社会が帰国者を受け入れるに当たり、日本社会に馴染めない状態が続いている。しかし、行い得ることの一つとして、帰国者とその家族に安定した居住権や、人権擁護の強化を図ることが大事だと思われる。

坂中氏の言葉を借りれば、サンフランシスコ講和条約以後の日本政府の在日韓国・朝鮮人政策は、外国人として安定した処遇を与えれば、日本への帰化は望まず、「在日朝鮮人が外国人の集団として未来永劫にわたつて日本に居ることになるのは、治安に及ぼす影響その他の理由から好ましくない」(序論) という理由から、本国への帰還か、日本に帰化するかを選択させる政策だった。これはハードな政策だとすれば、坂中氏の提唱した政策は「優遇された法的地位と待遇を与えられれば、在日朝鮮人は自発的に日本に同化するようになり、治安上その他の問題を引き起こすような存在ではなくなる」というソフトな政策への転換であつた。そ

のソフトな政策は結論的には、「在日朝鮮人は、今日、法律上は『外国人』であるが事実上は『準日本人』ともいふべき存在になつてゐる。将来は、日本化が進み、『朝鮮系日本人（日本国民）』ともいふべき存在になつていく」とした。日本人化を計るという政策目標を立てるより、坂中氏が言うように、安定した処遇を与える所に目的が設定されるべきなのであつて、婚姻は日本人と交わるにより自然と進むだけのことである。時間的な経過を要する問題である。坂中氏の予想されたように、「日本化」とは「数世代を経ないうちに在日朝鮮人の大半が日本人との血縁関係を有する者」が増加した。確かに、韓国人や在日朝鮮人との同胞同士の婚姻件数は減少し、夫婦の何れかが日本人である婚姻形態が増加している。そして父母両系主義に立つた国籍法の影響で、日本国籍を取得する数が増えたということは、まだ日本社会に差別があると考えさせる証拠でもある。しかし、こうした結婚の積み重ねを阻害する要因を政策的に採用しないことが大事だと思える。政府となし得ることは、安定した処遇を与え、日本人と交流を疎外させるような民族政策を採用しないことである。積極的に言えば、多様な民族の共生という視点に立つた政策が必要だと思われる。

長年かけて、紆余曲折はあつたが、ここに行政による民族政策の成功例として在日朝鮮人問題の例があるとしても、それは日本国民が在日朝鮮人と婚姻関係の形成を推し進めていったことが大きな要因だとも評価できる。しかし、気になる点は、坂中氏が言うソフトあるいはハードな外国人政策の両者ともに共通した外国人政策の基本は政治と治安上の問題という見方である。今日、日本人帰国者の養子が不法に滞在し、家族生活を営むなかで、ある日突然に家族から切り離され、収容されなければならない問題とは思えない。むしろ強制退去処分と連動した措置である。ここに今後に残された外国人政策の問題点があると言えよう。近年、日本へ中国からの不法入国が絶えない。かかる入管行政上の問題が日本人帰国者とその家族の処遇決定に影響を及ぼしているのではないかという危惧を感じる。

おわりに

最初に指摘したように、中国帰国者の養子家族が、偽装してまでも日本へ来日している状態がある。それを単に不法入国とするのは簡単であるが、もとより中国帰国者の施策そのものを引揚施策に止まっている点こそ改められる必要がある。日本人と偽装して入国し、家族滞在を事実上実現するという苦肉の策をとっている帰国者の養子の実体がある。また、マスコミの報道によれば、帰国した残留婦人が、中国での養子を迎え入れることが出来ないと言う悲痛な訴えもある。入管法上、問題があるのは「六歳未満」等という入管法の別表の規定だけである。当然考慮されるべきは、もっと早く帰還事業が進捗していれば、こうした問題も生じなかった。それは、残留日本人に責任のある問題ではない。厚労省と法務省との間で入管法上の問題は調整されるべき問題だと考えられる。

厚労省のH. P. には「中国帰国支援に関する検討会議」に関する情報が記載されている。厚労省の検討会議でも指摘されているように、「平成元年頃から厚生省が未成年の子を厳密に適用するようになったのではないか」と指摘している。日本人帰国者の範囲の取り方に変化が生じたのは、日本側の事情であり、それが平成元年からだとすると一九八九年に当たりに、必ずしも入管法の改正に連動しているわけではない。なぜ、そうした厚労省の政策の変化があったのか理由は、さらに検討しなければならない。

付記 本稿は、二〇〇〇年度関西大学学部共同研究によるものである。